

# 令和2年度中野区私立幼稚園等 保護者向け補助金等のご案内 (私学助成園向け)

○書類提出・お問い合わせ先

〒164-8501 中野区中野4-8-1(区役所3階11番窓口)

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係

TEL 03-3228-8754

FAX 03-3228-5667

## ◇最初にお読みください◇

- ☆各地域事務所等では書類の提出を受け付けておりません。必ず上記の書類提出先にご提出ください
- ☆新型コロナウイルス感染拡大防止のための休園期間中に負担した保育料も補助対象になります
- ☆認定の申請ではありません。認定の申請とは別に今回の申請が必要です
- ☆この補助金等は毎年度申請が必要です
- ☆このご案内は令和2年度の中野区の保護者向け補助金等について説明したものです。他の自治体とは異なります
- ☆施設等利用給付認定第2号または3号の園児の保護者は「現況届及び保育の必要性を確認できる書類」をご提出ください。ご提出がない場合や要件の確認ができない場合は、認定が取消となる場合があります。詳細は別紙「現況届の提出について」を確認ください
- ☆支払い方法は保護者が園に保育料等を納付後、区から保護者に補助金を支給する、後払いです

## 目次

1. 補助金の種類と内容	P2
2. 申請方法と期限	P4
3. 補助金等交付時期	P6
4. 申請後の手続き	P7

5. 申請の際の注意点	P7
6. よくある質問	P8
7. 関連ホームページ(QR有)	P9

## 補助の対象となる方

次の全てに該当する方

- (1) 中野区に居住・住民登録をし、園児(子ども)と同一世帯である
- (2) (1)の園児が、所在自治体の「確認」を受けた施設に通園している
- (3) 園児の入園料や保育料を負担している
- (4) 中野区で施設等利用給付認定を受けている
- (5) 園児の年齢が以下の年齢区分に該当している

満3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生	誕生日以降の入園に限る
3歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日生	
4歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日生	
5歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日生	

☆途中で入園・退園、転入・転出した場合は、原則日割り計算を行います。

☆入園料補助金は、入園日に中野区に住民登録があることが交付要件です

☆満3歳児については、満3歳児クラスが園則上定められている園に入園した場合のみ対象です

## 1 補助金等の種類と内容

各補助金等を受けるためには、施設等利用給付認定が必要になります。認定に必要な手続きについては、中野区ホームページ「【幼児教育・保育の無償化】幼稚園・認定こども園(教育利用)をされる方の認定申請等について」をご確認ください。

URL: <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027502.html>

### 1. 保護者補助

#### (1)入園料補助金(所得制限なし)

・入園料に対する補助金

45,000円(限度額)

☆入園料に対して園児1人あたり1回限り。入園した年度のみに申請可

☆中野区の特定負担額補助金(※)を受けた事がある場合は対象外

※子ども・子育て支援新制度適用施設の入園時にかかる特定負担額に対する補助金

#### (2)保護者補助金(所得制限なし)

・保育料に対する補助金

月額12,000円(限度額)×保育料納入月数

### (3)施設等利用費(所得制限なし)

- ・保育料に対する補助金

月額25,700円(限度額)×在籍月数

☆国立大学付属幼稚園 8,700円(月額)

☆国立大学付属特別支援学校幼稚部 400円(月額)

#### 【留意事項】

- ・実費として徴収されている費用(通園送迎費、行事費など)は対象外です。
- ・(2)、(3)は月途中の入退園、転出入の場合、その月の補助金等は原則日割り計算を行います。
- ・(2)は住民税の申告が確認できなかった方には支払われません。令和2年1月1日に国外に住所があり、所得の状況のわかる書類を出せない場合は、申請書の該当欄にチェックをしてください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、幼稚園が休園した期間の保育料も補助対象となります。

～以下の補助金は、条件にあてはまる場合に補助対象になります～

## 2. 預かり保育料の補助

幼稚園で提供する預かり保育の利用料を補助

#### 【対象園児】

(1) 施設等利用給付認定第2号または3号を受けている

(2) (1)に加え、現況届により引き続き保育の必要性が確認された園児

#### 【支給額】

月額11,300円(限度額) (施設等利用給付認定第3号認定の場合は16,300円)

※利用日数×日額単価(450円)で算出した支給限度額と、実際に支払った金額を比較して、低い金額を支給します。

☆現況届により、引き続き保育の必要性を確認できない場合は補助対象外になります。

## 3. 副食費の補助

幼稚園で給食を実施している場合に、副食費(主食以外のおかず・おやつ等)を補助

#### 【対象園児】

次の(1)(2)いずれかに該当する方が対象

(1) 市区町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯

(2) 全ての世帯の第3子(※小学3年生以下の兄弟が2人以上いる子ども)以降の在園児

#### 【支給額】

月額4,500円(限度額)

## 2 申請方法と期限

申請書類は返信用封筒に入れ、以下の日付までに中野区にご提出ください。申請書の提出を確認したい場合は簡易書留等をご利用ください。

なお、締め切りを過ぎてからの申請は一切受け付けできませんのでご注意ください。

☆年度途中で転園等、申請内容に変更がありましたら速やかに手続きを。

(詳しくは「**4 申請後の手続き**」を参照)。

☆今回の申請書で入園料、保育料、預かり保育料、副食費すべての申請を一括で行えます。  
年1回の申請です。

☆各申請書類は区ホームページからもダウンロードが可能です。

### 1. 申請(提出)書類

(1)令和2年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金申請書兼口座振替依頼書(申請書)

☆11ページの「申請書記入例」を参考に記入してください

(2)(令和2年1月1日に中野区に住所がない場合、ひとり親等世帯に該当する場合は)判定に必要な添付書類

☆添付書類の要・不要、書類の種類は世帯によって異なります。必要書類は10ページの「申請に必要な書類チェック」で確認してください。

(3)領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書※1(以下①②の両方に該当する方のみ)

①施設等利用給付認定第2号(3号)を受け、期間中に認可外保育施設を利用した

②在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※2である

※1ファミリーサポート事業を利用した方は、この書類に代わって活動報告書(兼領収書)の写しを提出してください

※2一定水準以下とは、年間開所日数が200日未満又は平日開所時間が8時間未満であることを指します。

対象となる幼稚園は7月1日以降に下記リンク先の「幼稚園等預かり保育」(PDF)をご覧ください。

URL <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027696.html>

(中野区外の幼稚園については、幼稚園が所在する各自治体へお問い合わせください。)



[こちらからもアクセスできます→](#)

※(3)の書類が必要な方は、ホームページからダウンロードするか幼稚園に申し出てください。

(4)現況届、保育の必要性の確認書類(施設等利用給付認定第2号(3号)を受けている方のみ)

詳細は別紙「現況届けの提出について」をご確認ください。

## 2. 申請(提出)期限

(1)、(2)の書類

(第1次期限) 令和2年7月17日(金)17時(必着)

(今年度最終期限) 令和3年3月12日(金)17時(必着)

(3)の書類

(4月～9月分) 令和2年10月16日(金)17時(必着)

(10月～3月分) 令和3年 4月 9日(金)17時(必着)

(4)の書類

令和2年7月17日(金)17時(必着)

## 3. 留意事項

幼稚園の入園料や保育料・預かり保育料・副食費の納入状況は、中野区が直接、私立幼稚園等に確認します。よって、申請書に幼稚園の入園料や保育料等の領収書を添付する必要はありません。

### 3 補助金等交付時期(口座振り込み日)

令和2年7月17日の第1次期限に間に合った方は下記の日程で振込予定です。

#### 1. 保護者補助

(1) 入園料補助金

令和2年10月30日(予定)

(2) 保護者補助金、施設等利用費

上半期分(4月～9月分)…令和2年10月30日(予定)

下半期分(10月～3月分)…令和3年3月31日(予定)

☆交付決定通知は年1回。10月中旬に送付します。

☆中野区からの振込は、「ナカノクシリツヨウチエンホジョキン」の名義で行います。

※第1次期限後～最終期限にご提出いただいた方は、令和3年3月に1年分をまとめて交付予定です。

#### 2. 預かり保育料補助

上半期分(4月～9月分)…令和2年11月30日(予定)

下半期分(10月～3月分)…令和3年5月25日(予定)

☆現況届により、保育の必要性を確認できた場合の振込予定です。

☆交付決定通知は年2回。それぞれ11月中旬、5月中旬に送付します。

☆中野区からの振込は、「ナカノクアズカリホイクホジョ」の名義で行います。

※第1次期限後～最終期限にご提出いただいた方は、令和3年5月に1年分をまとめて交付予定です。

#### 3. 副食費補助金

上半期分(4月～9月分)…令和2年11月30日(予定)

下半期分(10月～3月分)…令和3年4月30日(予定)

☆交付決定通知は年2回。それぞれ11月中旬、4月中旬に送付します。

☆中野区からの振込は、「ナカノクシリツヨウチエンフクシヨクヒホジョキン」の名義で行います。

※第1次期限後～最終期限にご提出いただいた方は、令和3年4月に1年分をまとめて交付予定です。

## 4 申請後の手続き(このような時には手続きが必要です)

### ・補助金申請後に中野区外に転出または退園する

このご案内の最後に綴じ込んである「退園・転出届」を速やかに提出してください。

中野区ホームページからの電子申請による手続きも可能です。

**退園後、別の幼稚園等に転園する場合は、改めて申請書の提出が必要です。(区外転出後に再転入する場合も同様です)**

なお、中野区に住所を有する方のみ補助金の対象(保育料を納入していることが条件)となります。指定口座をすぐに解約しないようお願いします。

☆この届出が遅れると補助金等が過払いとなり、後日返還手続きが必要になる場合があります。

☆転出後の補助金の申請は、新たに住民登録をされる市区町村でご相談ください。

### ・振込先(口座)を変更したい

補助金振込予定日の1か月前までに「振込先口座変更」の手続きが必要です。手続き方法をお知らせしますので、中野区の担当に連絡をお願いします。中野区ホームページから電子申請でも手続きができます。

## 5 申請の際の注意点

- 1 消せるボールペンや鉛筆での記入不可。この場合は申請を受け付けません。
- 2 申請印を忘れずに押印してください。(スタンプ印不可。外国籍の方は、申請印欄にサインでも可。)
- 3 申請者は園児と同居している保護者に限ります。また、振込口座は申請者名義に限ります。  
☆例えば、「申請者が父で補助金の受取口座は母」とすることはできません
- 4 申請書提出後、申請者が転出等により園児と世帯が別になった場合は、申請者変更の手続きが必要です。詳しくは中野区の担当までお問い合わせください。
- 5 該当する補助金等の合計額が、年度内に私立幼稚園等へ支払った入園料と保育料等の合計額を超過する場合は、実際に支払った合計額が補助金の限度額となります。
- 6 保育料等に未納がある月は、補助金を交付できません。
- 7 金融機関及び支店名の名称変更や支店番号等の変更があった場合も、口座変更の手続きが必要です。
- 8 ゆうちょ銀行の支店名は、「〇〇八」などの漢数字三ケタです。通帳等で必ずご確認ください。

- 9 世帯区分や補助金等の振込口座、振込額等に関する問合せは、個人情報保護の観点から申請者以外の方にはお答えできません。
- 10 市区町村民税の内容は、令和2年1月1日に住民登録があった自治体の課税の担当にお尋ねください。
- 11 所得が無い・低いために税の申告が必要ない方でも、本補助金等を受けるには住民税の申告が必要です。必ず申告してください。申告が無い場合、補助金等は受けられません。
- 12 「ひとり親世帯等」に該当する場合は、申請書の該当欄にチェックをし、添付書類を必ず提出してください。なお、事実婚の場合は対象外です。
- 13 東日本大震災の被災者の方は、申請書の該当欄にチェックをしてください。
- 14 令和2年1月1日に国外に住所があり、所得の状況がわかる書類を出せない場合は、申請書の該当欄にチェックをしてください
- 15 申請書の到達を確認されたい方は簡易書留等でご提出ください。
- 16 退園・転出により一度補助対象ではなくなった場合、転入・転園等により再び補助対象となるには、再度申請が必要になります。再度申請がなければ転入・転園後の補助は受けられません。

## 6 よくある質問

Q.昨年、中野区に転入して3月までは引越前の幼稚園にそのまま通園し、4月から新しい幼稚園に転園して入園料を払いました。この場合、入園料補助金は出ますか

A.そのお子さんについて、過去に中野区で入園料補助金(特定負担額補助金)を受けていなければ補助金が出ます。

Q.園児の父が単身赴任で令和2年1月1日現在、中野区に住民登録がありません。添付書類は必要ですか

A.生計が同一の者とみなすため、同日現在で在住している市区町村発行の「平成31年度及び令和2年度住民税額の決定通知書(配偶者控除欄の記載があるもの)」または「平成31年度及び令和2年度住民税課税(非課税)証明書(配偶者控除欄の記載があるもの)」(いずれもコピー可)が必要です。

(※昨年度の申請時に平成31年度分を提出済みの場合は令和2年度分のみ提出)

Q.令和2年1月1日は国外にいたため、令和2年度の住民税は課税されていません。添付書類は何か必要ですか

A.平成31年中の国内外の収入を証明する書類や社会保険料等を証明する書類、扶養人数が確認できる書類が必要です。中野区の幼稚園・認可外保育係にお問い合わせください。



**Q.離婚前提で別居中なのですが、補助金等は誰の課税額で判定されますか**

A.離婚が成立するまでの月は、別居している保護者を含めた世帯の課税額で判定します。離婚が成立した日以降は、子どもを監護している保護者が属する世帯の課税額で判定します。なお、離婚した場合は手続きが必要です。中野区の幼稚園・認可外保育係にお問い合わせください。

**Q.補助金の申請をしたときはひとり親でしたが結婚しました。何か手続きは必要ですか**

A.必要です。中野区の幼稚園・認可外保育係にお問い合わせください。なお、年度途中で結婚した場合(事実婚含む)は、結婚した日から、結婚した相手を含めた世帯の課税額で判定します(上記離婚の場合と逆)。

**Q.同世帯に令和2年1月1日の住所が中野区の人とそれ以外の人がいるのですが、全員分の住民税の証明書類が必要ですか**

A.同日現在で中野区外に住民登録があった人のみの住民税の証明書類を添付してください。中野区に住民登録があった方については不要です。

**Q.源泉徴収票の写しは住民税の証明書類になりますか**

A.なりません。市区町村民税の内容がわかる書類を用意してください。

## 8 関連ホームページ(各QRコードからもアクセス可)

①補助金の申請について(ご案内、各種申請書・提出用紙のダウンロード)

私立幼稚園等保護者向け補助金のご案内

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d001630.html>

①補助金



②施設等利用給付認定について(ご案内、各種申請書のダウンロード)

【幼児教育・保育の無償化】幼稚園・認定こども園(教育利用)をされる方の認定申請等について

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d027502.html>

②認定



☆申請後の手続きについて(退園・転出及び振込口座変更の手続き・電子申請)

(リンク先から、共同運営の電子申請のページへアクセス可能です。)

③退園・転出 <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d004905.html>

③振込口座変更



④振込口座変更 <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/244000/d004906.html>

(リンク先から、共同運営の電子申請のページへアクセス可能です。)

④退園・転出

